

都内におけるPCB廃棄物等の保管・使用状況について

このたび、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「東京都PCB適正管理指導要綱」に基づき、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管及び使用状況の届出結果を、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 保管量及び使用量

届出のあった平成17年3月末におけるPCB廃棄物の保管量及びPCB製品の使用量は、以下のとおりです。

なお、平成17年度に届出があった事業所は、7,355事業所です。

機器種別	保管量	使用量
高圧トランス	1,574台 (1,487台)	261台 (208台)
高圧コンデンサ	21,456台 (21,116台)	2,388台 (2,596台)
照明用安定器	1,250,000個 (1,190,000個)	64,200個 (76,100個)
PCBを含む油	49,447ℓ (45,575ℓ)	—————
その他小型機器	252,000個 (248,000個)	480個 (660個)
感圧複写紙	74,300kg (65,100kg)	—————
柱上トランス	24,250台 (24,158台)	96,000台 (100,000台)
油として保管	17,206ℓ (17,780ℓ)	—————
微量PCB含有機器	372,595ℓ (121,010ℓ)	7,854,896ℓ (7,707,291ℓ)

○ PCB廃棄物保管量等の増減の原因は、新たな届出、使用から保管への転換、都と他府県間の移動などです。

○ 「その他小型機器」とは、低圧トランス、低圧コンデンサなどのことです。

○ ()内は、平成16年度調査（平成16年3月末）の数値です。

○ 「微量PCB含有機器」には様々な機器があることから、PCB絶縁油量に換算し、表記しました。

2 今後のPCB廃棄物処理について（予定）

東京都は、平成17年10月に策定した「東京都PCB廃棄物処理計画」に基づき、都内で保管・使用されている高圧トランス等のPCB廃棄物を、昨年11月から運営を開始した^(※)東京PCB廃棄物処理施設で平成22年度までに処理します。

(※) 日本環境安全事業株式会社が都内に整備し、一都三県（埼玉県、千葉県、神奈川県）のPCB廃棄物を安全・確実に無害化する施設

3 届出状況の詳細について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）」及び「使用中のPCB製品の使用状況報告書」は、平成18年1月20日から環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課（東京都庁第二本庁舎9階北側）で縦覧することができます。

問い合わせ先

廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
直通 03-5388-3573